

東京大学修学支援事業基金内規

平成28年7月19日

総長 裁定

(設置)

第1条 東京大学基金規則第4条の規定に基づき、経済的な理由で修学に困難がある学生に対する支援を行うため、特定基金として東京大学修学支援事業基金（以下「修学支援基金」という。）を置く。

(事業)

第2条 修学支援基金は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 入学料、授業料又は寄宿料の全部又は一部を免除する事業
- (2) 学資金を給付し、又は貸与する事業
- (3) 学生の海外への留学に係る費用を負担する事業
- (4) ティーチング・アシスタント及びリサーチ・アシスタントの業務に対する手当等を負担する事業

(使途の変更の禁止)

第3条 修学支援基金に対する寄附金の使途は、前条に掲げる事業に限るものとし、他の事業に使用してはならない。

- 2 前条第2号により貸与した学資金の返還分は、修学支援基金に繰り入れるものとする。

(運営委員会)

第4条 修学支援基金に、運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長は、理事のうちから総長が指名する。
- 4 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 総長が指名する理事又は副学長
 - (2) 教育・学生支援部長、研究推進部長及び社会連携部長
 - (3) その他委員長が指名する者
- 5 運営委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
 - (1) 修学支援基金に関する予算・決算に関すること。
 - (2) その他修学支援基金の重要事項に関すること。

(事務)

第5条 修学支援基金の事務は、関係部署の協力を得て、本部奨学厚生課が処理する。

(補則)

第6条 この内規に定めるもののほか、修学支援基金の管理及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この裁定は、平成28年7月19日から実施し、平成28年1月1日以後に受け入れた寄附金について適用する。

附 則

この裁定は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この裁定は、令和2年6月25日から実施する。